

平成31年度 教育行政執行方針



- 1 はじめに
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育の充実
- 4 おすびに

1 はじめに

平成31年第1回占冠村議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人生100年時代の到来と言われる今、生涯にわたって質の高い学びを重ね、新たな価値を生み出し、輝き続ける力をどのように身に付けていくか、教育のあるべき姿が大きく変わろうとしています。

現在、我が国では、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化する時代を迎えています。また、あらゆるものがインターネットにつながる社会が一層進展し、ビッグデータや人工知能(AI)の進化により、現在人間が行っているさまざまな仕事が機械により代替されるなど、世界を取り巻く環境の変化も一層加速していくものと予想されています。

こうした中で、全ての子どもたちが、自らの個性を發揮し、自信を持って自らの未来を切り拓くためには、

志や創造性を育み、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて、一人ひとりの可能性やチャンスを最大化する事を教育施策の中心に据えて取り組んでまいりたいと考えております。

学校教育においては、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざした学習指導要領の改訂等、戦後最大の改革期を迎え、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校・地域が共有し、子どもたちが未来を切り拓くための資質や能力を身に付けることが求められています。また、学校における働き方改革等の今日も適切に対応するとともに、防犯や交通安全等の安全教育を推進し、子どもたちの学習・生活の場である学校施設の安全確保に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましても、村民一人ひとりが生きがいと潤いのある人生を過ごすため、いかに時代が変化しようとも、生涯を通じて自由に学習機会を選択して学び、その成果を地域の発展や社会参加活動に生かすことができる環境づくりを進めてまいります。

また、子どもたちの成長を支えていくために、学校・家庭・地域・行政が連携・協働する組織的・継続的な仕組みを、より一層充実させてまいります。

以下、今年度の主要な施策について申し上げます。

2 学校教育の充実

学校教育の充実につきましては、平成32年度から実施される新学習指導要領を見据え、確かな学力と豊かな感性に基づいた情操と道徳、たくましく生きるための健康や体力を備え、夢や希望をもち、社会の変化に適切かつ主体的に対応できる児童生徒の育成に努めてまいります。

そのために、創意にあふれた特色ある教育課程を創造し、小・中学校の緊密な連携のもとに、各学校において総合力を結集した教育実践を積み上げるとともに、より信頼され、より開かれた学校づくりを推進してまいります。

また、次世代を担う子どもたちにとって必要な「生きる力」を支える確かな学

力・豊かな心・健やかな体の調和を図りながら、子どもたちの個性や可能性が発揮され、一人ひとりを大切にした信頼される学校教育を推進するとともに、保育所・小学校・中学校と家庭・地域が連携し、地域社会が一体となって0歳から15歳までの子どもの育ちを支える教育の連携を推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、児童生徒が学ぶ意欲を高め、安全で心豊かな学校生活を送ることができるよう、引き続き教育環境の整備を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成

「確かな学力」を育む教育の推進につきましては、教職員の授業力を向上させ、児童生徒に対する「わかる授業」を実践するほか、小・中学校が連携して取り組む授業の充実を図るとともに、新学習指導要領を踏まえた小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」や「言語能力の確実な育成」の実現のため、授業研究や校内研究体制の充実・強化を推進します。

小・中学校において、子



どもが身に付けるべき資質や能力を確実に育むため、児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を行いながら、主体的学びを重視する義務教育9年間を見通した一貫性のある授業改善を実現させるとともに、小学校高学年教科担任制や中学校教員による小学校への乗り入れ授業などを効果的に実施し、小・中学校間の円滑な接続を図るにより学習環境の充実に努めてまいります。

また、各学校に配置したICT機器を各教科等の学習活動に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいります。

英語教育については、各学校への英語指導助手の派遣による生きた英語学習の環境づくりを推進すると

もに、教員の小・中学校への乗り入れ授業の実施や授業モデルづくりの実践を進め、小・中学校の一貫した学びを重視した英語教育の一層の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

豊かな心とは、美しいものに感動し、常に生きることの喜びと感謝の気持ちに満ち、明るく、前向きに、たくましく生きようとする心であり、自分を大事にすると同時に他者を思いやる心でもあります。

「豊かな心の育成」については、生命を尊ぶとともに、してはならないこととはしないといった倫理意識などの確立のため、学校生活においても地域社会や家庭との緊密な連携を取りながら総

合学習や道徳の授業などで地域教材を積極的に活用し、「ふるさと占冠」に自信と誇りをもつことができる児童生徒を育成してまいります。

また、学校不登校や不登校児童生徒、問題行動などへの対応のためスクールカウンセラー等、専門家による教育相談機能を充実させるほか、小中連携の取組などにより、学校における諸課題の解決に取り組んでまいります。

(3) 健やかな体の育成

「健やかな体」を育む教育の推進につきましては、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、学校保健活動や健康教育の推進「自分の健康は自分で責任をもつ」という意識の醸成につなげてまいります。

また、教員の体育の授業力向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者等の活用により、体育活動の充実に努めるほか、心身の健康増進のため、各種健診を行い事後指導の充実に努めます。



(4) 地域とともに歩む学校づくりの推進

家庭・地域と協働した学校経営の推進については、保護者や地域とともに子どもを育み、各学校において自己評価、学校関係者による学校評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を活用し継続的に学校運営の改善を進めてまいります。また、地域と学校の連携強化のため、教育振興とコミュニティ・スクールを融合させながら取組を強化してまいります。

地域の住民が、授業や学校行事を通じて、子どもたちと交流できる場となるよう努めるとともに、生活科